

介護保険制度改正(2021年8月～)のお知らせ

【変更点1】負担段階が第2段階と第3段階の方は食費が上がります。

現在、「介護保険負担限度額認定証」を持っている方は、負担割合が3段階に分かれており、第2段階の方は1日当たり390円、第3段階の方は650円の食費となっています。

これが8月以降、第2段階の方はショートステイが1日当たり600円(210円の増)、第3段階の方は細分化により、第3段階①と第3段階②に分けられ、第3段階①の方はショートステイが1,000円(350円の増)、第3段階②の方は1,360円(710円の増)、ショートステイの場合は1,300円(650円の増)となります。

利用者負担段階		食費		
		令和3年7月まで	令和3年8月から	
		施設入所者 ショートステイ	施設入所者	ショートステイ
第2段階	年金収入等80万円以下	390円	390円	600円
第3段階①	年金収入等80万円超120万円以下	650円	650円	1,000円
第3段階②	年金収入等120万円超		1,360円	1,300円

【変更点2】預貯金額の引き下げ。

現在、「介護保険負担限度額認定証」が発行される条件の一つとして、預貯金等が単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下となっています。

これが8月以降、第2段階の単身世帯で650万円以下、第3段階①で550万円、第3段階②で500万円となります。夫婦世帯の場合は、これらの額にそれぞれ1,000万円を上乗せした額となります。

【変更点3】高額サービス費の見直し

現在、高額サービス費における利用者負担段階の「現役並み所得者(年収383万円以上)」は、一律、世帯上限月額44,400円でしたが、8月以降は年収1,160万円以上は140,100円、年収770～1,160万円は93,000円の上限月額となります。

問合せ先/介護福祉課介護保険係 ☎ 2-2171 内線 (521・525)

後期高齢者医療保険証更新のお知らせ

■保険証が新しくなります(水色→黄緑色)

現在、使用している「水色の保険証」の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら「黄緑色の保険証」を使用してください。新しい保険証の有効期限は令和4年7月31日です。

※紛失したときや汚れたときは再交付しますので、町民サービス課保険年金係までお申し出ください。

■限度額認定証、限度証も新しくなります(黄色→だいたい色)

現在、使用している「黄色の減額認定証および限度証」の有効期限は7月31日までです。引き続き交付対象に該当する方は7月中に「だいたい色の減額認定証および限度証」を交付しますので、8月以降は「だいたい色の減額認定証および限度証」を使用してください。

問合せ先/北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

町民サービス課保険年金係 ☎ 2-2171 内線 (523・524)